

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

一	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	1
二	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）	37
三	高速自動車国道法施行令（昭和三十三年政令第二百五号）	41

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つて道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つて区間を除く。）について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つて道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つて区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条</p>	<p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つて道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つて区間を除く。）について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十二条第一項又は第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つて道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つて区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一 法第三十二条第一項又は第三項（法第九十一条第二項において</p>

第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二 (略)

三 法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、又はその許可の効力を停止すること。

（道路管理者の権限の代行）

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七 十二 (略)

十二の二 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

十三 十七 (略)

十八 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九

準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二 (略)

三 法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項又は第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、又はその許可の効力を停止すること。

（道路管理者の権限の代行）

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 法第三十二条第一項又は第三項（法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七 十二 (略)

十二の二 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同条第二項後段の規定により協議し、同意し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

十三 十七 (略)

十八 法第七十一条第一項若しくは第二項（法第九十一条第二項に

十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に該当する場合においては、法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

十九ノ二十四 (略)

2 (略)

(道路一体建物に関する協定の締結についての意見の聴取等)

第六条 (略)

2 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、同条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号(法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に該当する場合においては、法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

十九ノ二十四 (略)

2 (略)

(道路一体建物に関する協定の締結についての意見の聴取等)

第六条 (略)

2 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一 (略)

二 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

三・四 (略)

五 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 土石、竹木、瓦^{いわた}その他の工事用材料

四〇七 (略)

八 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。

以下同じ。）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号

）第二条第三項に規定する原動機付自転車（側車付きのものを除く。以下単に「原動機付自転車」という。）又は同法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車

一 (略)

二 法第三十二条第一項又は第三項（法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

三・四 (略)

五 法第七十一条第一項又は第二項（法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項又は第三項（法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 土石、竹木、瓦^{いわた}その他の工事用材料

四〇七 (略)

付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）

九 法第三十三条第二項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

十（略）

（占用の期間に関する基準）

第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内

イ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水管（同法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものに限る。）

ロ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による水管（同法第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものに限る。）

八 法第三十三条第二項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（第十四条の二において単に「連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

九（略）

（占用の期間）

第九条 占用の期間は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）若しくは電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づいて設ける水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）

、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）若しくは電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二

ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道管
ニ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は全国新幹線
鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）による鉄道で公衆
の用に供するもの

ホ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス管（
同法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規
定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）

ヘ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電柱又は
電線（同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第
八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用
に供するものに限る。）

ト 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電柱
、電線又は公衆電話所（同法第二百十条第一項に規定する認定
電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供す
るものに限る。）

チ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）によ
る石油管（同法第二条第三項に規定する石油パイプライン事業
の用に供するものに限る。）

二 その他の法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施
設 五年以内

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一

条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定
規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通
信事業法に基づくものにあつては同法第二百十条第一項に規定する
認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供す
るものに限る。）又は石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律
第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する石油管につい
ては十年以内とし、その他の占用物件については五年以内としなけ
ればならない。占用の期間が満了した場合において、これを更新し
ようとする場合の期間についても、同様とする。

（占用の場所）

第十条 占用物件（電柱、電線、公衆電話所、第七条第四号に規定す

項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第四号に掲げる仮設建築物、同条第五号に掲げる施設及び同条第八号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三

三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一般工作物等（鉄道軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号及び第十一条の六第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

- (1) 法面
- (2) 側溝上の部分
- (3) 路端に近接する部分
- (4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の七第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一条の七第一項第一号及び第十一条の八第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分
- (5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、

る仮設店舗その他の仮設建築物及び同条第五号に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）を地上に設ける場合においては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 占用物件の地面に接する部分の位置は、法面、側こう上若しくは路端寄り又は歩道（自転車歩行者道を含む。以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。以下この章において同じ。）寄りとする。ただし、占用物件の種類又は道路の構造により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない限り、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分とすることができ。

- 二 地面に接しないで設けられる占用物件（法敷、側こう、路端寄り又は歩道内の車道寄り（以下この号において「法敷等」という。）の上空にある占用物件又はその部分を除く。）の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分（法敷等の上空にある部分を除く。）の最下部と路面との距離は、四・五メートル以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、二・五メートル以上とすることができる。

2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。ただし、電線及び電柱については、この限りでない。

3 占用物件を地下に設ける場合においては、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 当該占用の場所は、路面をしばしば掘さくすることのないよう

分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

二 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

ロ 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。

ハ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近していること。

三 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

に計画され、且つ、当該占用物件が他の占用物件と錯そうする虞のないものであること。

二 占用物件は、工事実施上又は保安上支障のない限り、相互に接近していること。

三 占用物件は、地面又は地面にある占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。

四 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

五 一般工作物等を特定連絡路附屬地に設ける場合においては、連絡路及び連絡路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

(電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準)

第十一条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

二 電柱(鉄道の電柱を除く。)を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であり、鉄道の電柱又は公衆電話所を地上に設ける場合においては、イに適合する場所であること。

イ 電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法面(法面のない道路にあつては、路端に近接する部分)
(2) 歩道内の車道に近接する部分

ロ 同一の線路に係る電柱を道路(道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分を除く。以下この号において同じ。)に設ける場合においては、道路の同じ側であること。

ハ 電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対

(電柱、電線又は公衆電話所の占用の場所)

第十一条 電柱、電線又は公衆電話所の占用については、前条第二項又は第三項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならぬ。

一 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。

二 電柱又は公衆電話所は、法敷(法敷のない道路にあつては路端寄り)に設けること。ただし、歩道を有する道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることができる。

三 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩道を有しない道路にあつて、その対側に占用物件がある場合においては、これと八メートル以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。

四 地上電線の高さは、路面から五メートル以上とすること。ただし、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては

側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が八メートル以上であること。

2 前条第二号から第五号までの規定は電柱について、同条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は公衆電話所について準用する。

、四・五メートル以上、歩道を有する道路の歩道上においては二・五メートル以上とすることができる。

五 地上電線を既設電線に共架する場合には、相互に、錯さうすることなく、保安上支障がない程度に接近していること。ただし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

六 地下電線を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、車道（歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この条及び次条において同じ。）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

七 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては〇・八メートル以下、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条及び第十二条において同じ。）の地下にあつては〇・六メートル以下としないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障がない場合は、この限りでない。

八 電線を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

(電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 電線の最下部と路面との距離が五メートル（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル、歩道上にあつては二・五メートル）以上であること。

ロ 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯そうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。

二 電線を地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一条の四第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一条の六第一項第二号において同じ。）以外

(特定仮設店舗等の占用の場所)

第十一条の二 第七条第四号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物及び同条第五号に規定する施設（以下「特定仮設店舗等」という。）の占用については、第十条第二項本文の規定による外、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 特定仮設店舗等を設けることができる道路の幅員は、道路の一侧に設ける場合においては十二メートル以上、道路の両側に設ける場合においては二十四メートル以上であること。

二 歩道上に設け、且つ、当該歩道の一侧が通行することができるようにすること。但し、当該道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合においては、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときに限り、車道内の歩道寄りにわたつて設けることができる。

三 特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなくなる路面の部分の幅員は、道路の一侧につき四メートル以下とすること。

の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一条の六第一項第二号及び第三号において同じ。）にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。

2 第十条第二号から第五号まで及び前条第一項第一号の規定は、電線について準用する。

（水管又はガスパ管の占用の場所に関する基準）

第十一条の三 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての水管又はガスパ管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 水管又はガスパ管を地上に設ける場合においては、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

二 水管又はガスパ管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に

代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに水管又はガス管の本線を歩道以外の部分に設ける場合を除き、歩道の部分であること。

ロ 水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離が一・二メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、〇・六メートル）を超えていること。

2 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号並びに前条第一項第三号の規定は、水管又はガス管について準用する。

（下水道管の占用の場所に関する基準）

第十一条の四 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての下水道管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、下水道管の本線を地下に設ける場合において、その頂部と路面との距離が三メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、一メートル）を超えていることとする。

2 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号、第十一条の二第一項第三号並びに前条第一項第一号及び第二号（イに係る部分に限る。）の規定は、下水道管について準用する。

（石油管の占用の場所に関する基準）

第十一条の五 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての石

油管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 トンネル上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合を除き、地下であること。

二 石油管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及びトンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、原則として車両の荷重の影響の少ない場所であり、かつ、石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

ロ 道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、次に定めるところによる深さの場所であること。

(1) 市街地においては、防護構造物により石油管の導管を防護する場合にあつては当該防護構造物の頂部と路面との距離が一・五メートルを、その他の場合にあつては石油管の導管の頂部と路面との距離が一・八メートルを超えていること。

(2) 市街地以外の地域においては、石油管の導管の頂部（防護構造物によりその導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離が一・五メートルを超えていること。

ハ 道路の路面下以外の場所に設ける場合においては、トンネル

の上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の頂部と地面との距離が一・二メートル（防護工又は防護構造物によりその導管を防護する場合においては、市街地にあつては〇・九メートル、市街地以外の地域にあつては〇・六メートル）を超えていること。

ニ 高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断して設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

三 石油管を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ トンネルの中でないこと。

ロ 高架の道路の路面下の道路のない区域にあつては、当該高架の道路の桁たての両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取り付けることができる場所であること。

ハ 石油管の最下部と路面との距離が五メートル以上であること。

2 第十条第二号から第五号まで、第十一条の二第一項第三号及び第十一條の三第一項第一号の規定は、石油管について準用する。この場合において、第十条第二号中「適合する場所」とあるのは、「適合する場所（高架の道路の路面下の地下に設ける場合にあつては、イ及びロに適合する場所）」と読み替えるものとする。

（特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準）

第十一條の六 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての第七條第四号に掲げる仮設建築物及び同條第五号に掲げる施設（以下「特定仮設店舗等」という。）に関する法第三十三條第一項の政令で定める基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 道路の一方の側に設ける場合にあつては十二メートル以上、道路の両側に設ける場合にあつては二十四メートル以上の幅員の道路であること。

二 法^ハ面、側溝上の部分又は歩道上の部分（道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあつては、これらの部分及び車道内の歩道に近接する部分）であること。

三 歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮設店舗等を設けたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であること。

四 特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなくなる路面の部分の幅員が道路の一方の側につき四メートル以下であること。

2 第十條第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、特定仮設店舗等について準用する。

（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一條の七 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての第

七条第八号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。）であること。

二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 | 第十条第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上」とあるのは「地面」と、「地上」とあるのは「地面」と、「地上」とあるのは「地面」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一條の八 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての第

七条第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

- 一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。
- 二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 | 第十条第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上（一）」とあるのは「地面（一）」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあっては、口及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（構造に関する基準）

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

（水管、下水道管又はガス管の占用の場所）

第十二条 水管、下水道管又はガス管の占用については、第十条第一項第二号、第二項本文及び第三項の規定による外左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 道路の敷地外に、当該場所に代る適当な場所がなく、公益上や

イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

ロ 電柱の脚釘は、路面から一・八メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けるものであること。

ハ 特定仮設店舗等にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

二 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。

ハ 電線、水管、下水道管、ガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に設けるものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設した年その他の保安上必要な事項を明示するものであること。

三 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。

四 特定連絡路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

むを得ないと認められる場所であること。

二 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、歩道の地下に埋設すること。

ただし、これらの本線については、歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

三 水管又はガス管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、一・二メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、〇・六メートル）以下としないこと。

四 下水道管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、三メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、一メートル）以下としないこと。

五 水管、下水道管又はガス管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

イ 連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。

ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

(石油管の占用の場所)

第十二条の二 石油管の占用については、第十条第二項本文及び第三項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 石油管は、地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上(トンネルの中を除く。)に設け、又は橋に取り付けることができる。

二 石油管を埋設する場合(道路を横断して埋設する場合を除く。)

(一)においては、原則として車両の荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たせること。

三 石油管を道路の路面下に埋設する場合には、その深さは、次に掲げるところによること。

イ 市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合にあっては当該防護構造物の頂部と路面との距離は一・五メートル

ル以下と、その他の場合にあつては導管の頂部と路面との距離は一・八メートル以下としないこと。

ロ 市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物により導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離は、一・五メートル以下としないこと。

四 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合には、導管の頂部と地面との距離は、一・二メートル（防護工又は防護構造物により導管を防護する場合にあつては、市街地においては〇・九メートル、市街地以外の地域においては〇・六メートル）以下としないこと。

五 石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離は、五メートル以上とすること。

六 石油管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

（トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所）

第十二条の三 トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所については、第十条から前条までの規定を適用せず、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、トンネルの上に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。

一 トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。

二 トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。

- 三 電柱、電線若しくは公衆電話所又は水管、下水道管若しくはガス管については、トンネルの上以外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
- 四 トンネルの上の地下に設ける場合においては、第十条第三項各号に規定する場所とすること。

(高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所)

第十二条の四 高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所については、第十条から第十二条の二までの規定を適用せず、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、高架の道路の路面下に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。

- 一 高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。
- 二 電柱、電線若しくは公衆電話所又は水管、下水道管若しくはガス管については、高架の道路の路面下以外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
- 三 石油管は、高架の道路の路面下の地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、高架の道路に取り付けることができる。
- 四 電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管を高架の道路に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

五 高架の道路の路面下の地下に設ける場合においては、第十条第三項各号（石油管については、第三号を除く。）に規定する場所とすること。この場合において、石油管にあつては、道路を横断して埋設するときを除き、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たせること。

（鉄道の占用の場所）

第十三条 第十条第一項及び第二項の規定は、鉄道の軌道敷の占用の場所については適用しない。

2 第十条第二項及び第十一条第三号の規定は、鉄道の電柱の占用の場所については適用しない。

（占用物件の構造）

第十四条 地上に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

二 電柱の脚ていは、路面から一・八メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。

三 特定仮設店舗等は、必要最小限度の規模とし、且つ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少くする構造とすること。

2 地下に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占有物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - 二 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えないものであること。
 - 三 電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に埋設するものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占有物件の名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を明示したものであること。
- 3 橋又は高架の道路に取り付ける占有物件の構造は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えないものでなければならない。
- (連結路附属地に設ける占有物件の占用の基準)
- 第十四条の二 連結路附属地に設ける占有物件の占用の場所及び構造については、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものでなければならない。
- 2 第十条第一項第一号の規定は、連結路附属地に設ける占有物件の占用の場所については適用しない。
 - 3 連結路附属地に設ける占有物件には、当該占有物件の規模及び用途等に応じ、当該占有物件と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことがないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けなければならない。

(工事実施の方法に関する基準)

第十三条 法第三十二条第二項第五号に掲げる事項についての法第十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができるととする。

五 工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

六 前各号に定めるところによるほか、電線、水管、下水道管、ガス管若しくは石油管(以下この号において「電線等」という。)が地下に設けられていると認められる場所又はその付近を掘削する工事にあつては、保安上の支障のない場合を除き、次のいずれにも適合するものであること。

イ 試掘その他の方法により当該電線等を確認した後に実施すること。

ロ 当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を講ずること。

ハ ガス管又は石油管の付近において、火気を使用しないこと。

(工事実施の方法)

第十五条 占用に関する工事の実施方法は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一～三 (略)

四 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができるとすること。

五 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

第十五条の二 占用に関する工事で、電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管が埋設されていると認められる場所又はそ

(工事の時期に関する基準)

第十四条 法第三十二条第二項第六号に掲げる事項についての法第三

十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して
適当な時期であること。
- 二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること。特に道
路を横断して掘削する工事その他道路の交通を遮断する工事につ
いては、交通量の最も少ない時間であること。

(道路の復旧の方法に関する基準)

第十五条 法第三十二条第二項第七号に掲げる事項についての法第三

十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 占用のために掘削した土砂を埋め戻す場合においては、層ごと

の附近を掘さくするものの実施方法は、前条の規定によるほか、次
の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、保安上支
障のない場合においては、この限りでない。

- 一 試掘等により当該占用物件を確認した後に工事を実施すること
。
- 二 当該占用物件の管理者との協議に基づき、当該占用物件の移設
又は防護、工事の見回り又は立合いその他の保安上必要な措置を
講ずること。
- 三 ガス管又は石油管の附近において、火気を使用しないこと。

(工事の時期)

第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ

らなければならない。

- 一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して
適当な時期とすること。
- 二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。特に道
路を横断して掘さくする工事その他道路の交通をしや断する工事
については、交通量の最も少ない時間であること。

(道路の復旧の方法)

第十七条 占用のため道路を掘さくした場合における道路の復旧方法

は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 掘さく土砂を埋めもどす場合においては、層ごとに行うとも

に行うとともに、確実に締め固めること。

二 占用のために掘削した土砂をそのまま埋め戻すことが不適當である場合においては、土砂の補充又は入換えを行った後に埋め戻すこと。

三 砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもつて掘削前の路面形に締め固めること。

(技術的細目)

第十六条 第十条から前条までに規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。ただし、第十一条の五に規定する石油管(第九条第一号チに掲げる石油管に限る。以下この条において同じ。)の占用の場所に関する基準又は第十二条に規定する石油管の構造に関する基準を適用するについて必要な技術的細目は、石油パイプライン事業法第十五条第三項第二号の規定に基づく主務省令の規定(石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。)の例による。

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

第十七条 法第三十六条第一項ただし書の政令で定める軽易な工事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で、道路を占有する部分の延長が二十メートルを超えないものの設置又は改修に関する工事とする。

に、確実にしめ固めること。

二 掘さく土砂をそのまま埋めもどすことが不適當である場合においては、土砂の補充又は入換えを行った後埋めもどすこと。

三 砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもつて掘さく前の路面形にしめ固めること。

(技術的細目)

第十七条の二 第十条から第十二条の四まで及び第十四条から前条までに規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。ただし、第九条に規定する石油管の占有の場所又は構造についての基準を適用するについて必要な技術的細目は、石油パイプライン事業法第十五条第三項第二号の規定に基づく主務省令の規定(石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。)の例による。

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

第十八条 法第三十六条第一項但書に規定する政令で定める軽易な工事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で、道路を占有する部分の延長が二十メートルをこえないものの設置又は改修に関する工事とする。

(占用料を徴収しない国の事業)

第十八条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第九号及び第十号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる

(占用料を徴収しない国の事業)

第十九条 法第三十九条第一項但書に規定する政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号及び第九号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる

期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2
3
4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 (略)

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

3 (略)

(占用料の収入の帰属)

第十九条の三 (略)

(道路の占用に関する規定の道路予定区域についての準用)

きる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2
3
4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の三 (略)

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。但し、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。

3 (略)

(占用料の収入の帰属)

第十九条の四 (略)

第十九条の四 第七条から前条までの規定は、道路予定区域に法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路予定区域を使用する場合について準用する。

(違法放置物件に関する規定の道路予定区域についての準用)

第十九条の十一 (略)

(道の区域内の道路に関する費用の補助)

第三十四条の二三 平成十五年度以降五箇年間における道道及び道の区域内の市町村道の改築で次に掲げるもの以外のものに要する費用に関する国の補助金の率は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五(地域社会の中心となる都市(以下「中心都市」という。))とその周辺の地域の市町村(以下「周辺市町村」という。))又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するものの改築に係るものにあつては、十分の六)以内とする。

一 道路構造令第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

(道路予定区域についての準用)

第十九条の十一 (略)

(道の区域内の道路に関する費用の補助)

第三十四条の二三 平成十五年度以降五箇年間における道道及び道の区域内の市町村道の改築で次に掲げるもの以外のものに要する費用に関する国の補助金の率は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五(地域社会の中心となる都市(以下「中心都市」という。))とその周辺の地域の市町村(以下「周辺市町村」という。))又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するものの改築に係るものにあつては、十分の六)以内とする。

一 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

<p>二〇四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料及び延滞金)</p> <p>第三十七条 法第七十三条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第二十二條第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。</p> <p>2〇4 (略)</p> <p>(不用物件の管理期間)</p> <p>第三十八条 法第九十二条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については八月とし、市町村道を構成していた不用物件については四月とする。ただし、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物であつた不用物件については、一月までその期間を短縮することができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三十九条 (略)</p>	<p>いもの</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料及び延滞金)</p> <p>第三十七条 法第七十三条第二項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第二十二條第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。</p> <p>2〇4 (略)</p> <p>(不用物件の管理期間)</p> <p>第三十八条 法第九十二条第一項に規定する政令で定める期間は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については八月とし、市町村道を構成していた不用物件については四月とする。但し、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物であつた不用物件については、一月までその期間を短縮することができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三十九条 (略)</p>
--	--

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一～五 (略)

六 第十九条第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占有物件を定めること。

七～十二 (略)

3 (略)

別表(第十九条関係)

法第三十条第一項第一号	地下に設ける電線その他の線類	(略)	占有物件		占有料
	(略)		単位	所在地	
(略)	(略)	(略)	甲地	乙地	丙地

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一～五 (略)

六 第十九条の二第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占有物件を定めること。

七～十二 (略)

3 (略)

別表(第十九条の二関係)

法第三十条第一項第一号	地下電線その他地下に設ける線	(略)	占有物件		占有料
	(略)		単位	所在地	
(略)	(略)	(略)	甲地	乙地	丙地

自動車駐 施設及び に掲げる 条第七号 並びに同 げる施設 六号に掲 第七条第	建築物	(略)	に掲げる 工作物	(略)
た額 じて得 八を乗 ・〇〇 Aに〇	た額 じて得 六を乗 ・〇〇 Aに〇	た額 じて得 五を乗 ・〇〇 Aに〇	(略)	(略)
た額 じて得 一を乗 ・〇一 Aに〇	た額 じて得 九を乗 ・〇〇 Aに〇	た額 じて得 六を乗 ・〇〇 Aに〇		
た額 じて得 五を乗 ・〇一 Aに〇	た額 じて得 一を乗 ・〇一 Aに〇	た額 じて得 八を乗 ・〇〇 Aに〇		

自動車駐 施設及び に掲げる 条第七号 並びに同 げる施設 六号に掲 第七条第	建築物	(略)	に掲げる 工作物 類	(略)
た額 じて得 八を乗 ・〇〇 Aに〇	た額 じて得 六を乗 ・〇〇 Aに〇	た額 じて得 五を乗 ・〇〇 Aに〇	(略)	(略)
た額 じて得 一を乗 ・〇一 Aに〇	た額 じて得 九を乗 ・〇〇 Aに〇	た額 じて得 六を乗 ・〇〇 Aに〇		
た額 じて得 五を乗 ・〇一 Aに〇	た額 じて得 一を乗 ・〇一 Aに〇	た額 じて得 八を乗 ・〇〇 Aに〇		

		第七号に掲げる器具		車場	
又は高	ルの上	トシネ	上空、	その他のもの	階数が 四以上 のもの
			の		

		一平方メ		占用面積	
		トトルに			
		つき一年			
Aに〇	た額	じて得	五を乗	・〇〇	Aに〇
Aに〇	た額	じて得	六を乗	・〇〇	Aに〇
Aに〇	た額	じて得	八を乗	・〇〇	Aに〇
		得た額		Aに〇・〇一八を乗じて	
Aに〇	た額	じて得	九を乗	・〇〇	Aに〇
Aに〇	た額	じて得	三を乗	・〇一	Aに〇
Aに〇	た額	じて得	六を乗	・〇一	Aに〇

		第七号に掲げる器具		車場	
若しく	車国道	速自動	又は高	ルの上	トシネ
			の上	トシネ	上空、
の	二のも	階数が		の	階数が
			一のも		階数が
			の		階数が
		一平方メ		占用面積	
		トトルに			
		つき一年			
じて得	六を乗	・〇〇	Aに〇	た額	じて得
じて得	九を乗	・〇〇	Aに〇	た額	じて得
じて得	一を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得
			五を乗	・〇〇	Aに〇
			六を乗	・〇〇	Aに〇
			八を乗	・〇〇	Aに〇
			五を乗	・〇〇	Aに〇
			六を乗	・〇〇	Aに〇
			八を乗	・〇〇	Aに〇
			九を乗	・〇〇	Aに〇
			三を乗	・〇一	Aに〇
			六を乗	・〇一	Aに〇

備考 一〇六 (略) 七 Aは、近傍類似の土地(第七条第九号及び第十号に掲げる	設 掲げる施 第十号に 第九号及び 第七条第													
	その他のもの	速自動 階数が			車国道 二のも			若しく の			は自動 の			
		高架の 階数が			ものに 三のも			限る。 の)の路 の			
	面下に 設ける もの			階数が 四以上 のもの			その他のもの			Aに〇・〇一八を乗じて 得た額				
Aに〇・〇〇			九を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇〇 九を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇〇 八を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇〇 六を乗 じて得 た額		
Aに〇 ・〇一 三を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 六を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 一を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 五を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 九を乗 じて得 た額		
Aに〇 ・〇一 六を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 五を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 一を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 五を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 一を乗 じて得 た額		

備考 一〇六 (略) 七 Aは、近傍類似の土地(第七条第八号及び第九号に掲げ	設 掲げる施 第九号に 第八号及び 第七条第													
	その他のもの	は自動 階数が			車専用			道路(高架の 階数が			
		ものに 三のも			限る。 の)の路 の			面下に 設ける もの			
	階数が 四以上 のもの			その他のもの			Aに〇・〇一八を乗じて 得た額			Aに〇・〇〇			Aに〇・〇〇	
Aに〇・〇〇			九を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇〇 八を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇〇 六を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇〇 八を乗 じて得 た額		
Aに〇 ・〇一 三を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 六を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 一を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 五を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 九を乗 じて得 た額		
Aに〇 ・〇一 六を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 五を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 一を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 五を乗 じて得 た額			Aに〇 ・〇一 一を乗 じて得 た額		

施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地の時価を表すものとする。

八・九 (略)

る施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地の時価を表すものとする。

八・九 (略)

改正案	現行
<p>（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用）</p> <p>第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占用とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる施設</p> <p>（占用料の額及び徴収方法）</p> <p>第十二条 法第三十三条の規定により会社管理高速道路（高速自動車国道を除く。）又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する道路法施行令第十九条第一項から第三項まで並びに第十九条の二第二項及び第二項の規定の適用については、同令第十九条第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「会社</p>	<p>（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用）</p> <p>第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占用とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第六号から第九号までに掲げる施設</p> <p>（占用料の額及び徴収方法）</p> <p>第十二条 法第三十三条の規定により会社管理高速道路（高速自動車国道を除く。）又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する道路法施行令第十九条の二第一項から第三項まで並びに第十九条の二第三項及び第二項の規定の適用については、同令第十九条の二第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以</p>

管理高速道路等」という。)と、同条第二項及び第三項並びに同令第十九条の二第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」と、同令第十九条の二第一項中「納入告知書(法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書)」とあるのは「、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面」と、同条第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」とする。

第十八条 (略)
 (道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路(都道府県道及び市町村道に限る。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条の三第一項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			
(略)			

下「会社管理高速道路等」という。)と、同条第二項及び第三項並びに同令第十九条の三第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、同令第十九条の二第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」と、同令第十九条の三第一項中「納入告知書(法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書)」とあるのは「、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面」と、同条第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」とする。

第十八条 (略)
 (道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路(都道府県道及び市町村道に限る。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条の四第一項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			
(略)			

(略)
(略)
(略)

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第十九条の二第一項	(略)	(略)	(略)
第十九条の三第一項	(略)	(略)	(略)

(略)
(略)
(略)

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条の二第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の三第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第十九条の三第一項	(略)	(略)	(略)
第十九条の四第一項	(略)	(略)	(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案					現行					
<p>（道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え） 第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>										
読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句
第三条の二第一項、第十九条第一項から第三項まで、第十九条の二第一項 第十九条の二第一項 第十九条の三第一項 （略）	（略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略）	第三条の二第一項、第十九条の二第一項から第三項まで、第十九条の三第一項 第十九条の三第一項 第十九条の四第一項 （略）	（略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略）	第三条の二第一項、第十九条の二第一項から第三項まで、第十九条の三第一項 第十九条の三第一項 第十九条の四第一項 （略）	（略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略）	第三条の二第一項、第十九条の二第一項から第三項まで、第十九条の三第一項 第十九条の三第一項 第十九条の四第一項 （略）	（略） （略） （略） （略）